

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年11月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号： 関東信越（東京）（受） 第2400576号
厚生局事案番号： 関東信越（東京）（厚） 第2400083号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名： 男
基礎年金番号：
生年月日： 昭和45年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間： 令和3年9月1日から令和4年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が本来より低くなっていたところ、事業主が提出した訂正届により、訂正後の標準報酬月額が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっている。退職後、差額の保険料を追加で払っているため、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳（以下「賃金台帳」という。）及び請求者から提出された給与支給明細書（以下「給与支給明細書」という。）により確認できる、事業主が控除していたと認められる請求者の請求期間に係る厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（19万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の保険給付の対象となる標準報酬月額と同額であることが確認できる。

また、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について、事業主から提出された「預金取引明細書」及び請求者に対して送付された書面「標準報酬月額修正に伴う追加保険料について」により、事業主は、賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額と、標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料額との差額を、請求者から追加保険料として徴収していることが確認できるものの、事業主は当該追加保険料を、請求者に対して令和6年3月4日付けの書面をもって請求しており、また、請求者から当該追加保険料が同年3月11日付けで振り込まれていることが確認できることから、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、請求内容どおりの保険料控除が行われたとは認められない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険

給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、また、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正等が行われるのは、当該認定額がオンライン記録における標準報酬月額を上回る場合である。

したがって、上述のとおり、賃金台帳及び給与支給明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる請求者の請求期間に係る厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（19万円）は、オンライン記録により確認できる当該期間の保険給付の対象となる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。